

第4章 施策の展開

ライフステージごとの支援

基本目標1 誕生前から幼児期までの支援

施策1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの保健・医療

施策の 方針

- 妊娠中の母子の健康管理、指導を行うため、各種健康診査、相談対応等を行います。
- 産後の母親の健康状態や新生児から乳幼児の体調管理を行うため、新生児訪問や定期的な健康診査を行い、あわせて、子育ての悩みや不安があれば話をうかがい、必要に応じて適切な支援へつなげます。

現状と 課題

- 近年、妊娠や出産をめぐる課題として、第1子の出産年齢が上昇し、妊娠・出産等に対するリスクの増加、早産・低出生体重児の増加、不妊などがあげられます。子どもを産み、育てたいという女性の気持ちを尊重し、母子の安全を確保するための各種健診が重要になりますが、経済的な負担があることからすべての家庭に徹底することは難しい状況です。
- 子ども・子育て支援アンケート調査結果から、理想とする子どもの人数は“3人”が最も多いのに対して、現実的に子育てが可能と思われる子どもの人数は“2人”が最も多くなっています。また、理想の子ども的人数より現実的に子育て可能な子どもの人数が少ない理由として、子育てにかかる費用が大変なためという意見が最も多くなっています。
- このことから、出産費用のサポートなど、妊産婦の負担軽減を図る取組の充実が求められます。また、生まれてくる子どもとその母親の健康管理をサポートし、安心して妊娠・出産ができるよう、正しい知識の普及を図り、また、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊産婦及び乳幼児期の子育て家庭への保健・医療制度の周知と相談体制の強化を充実させることが求められます。

関連するデータ・調査結果

- ▼問 理想とする子どもの人数と現実的に子育てが可能と思われる子どもの人数について
(子ども・子育て支援調査 対象:就学前児童保護者、小学生保護者)

調査結果は 52 ページ参照

- ▼問 理想とする子どもの人数と現実的に子育てが可能と思われる子どもの人数が異なる理由について

(子ども・子育て支援調査 対象:就学前児童保護者、小学生保護者)

調査結果は 52 ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
1	妊婦委託健康診査	安心して子どもを産み育てることができるよう、健診費用の負担軽減を図るとともに、妊婦の健康管理を支援します。	こども家庭センター
2	産婦委託健康診査	産後健診費用の負担軽減を図るとともに、産婦の健康管理を支援します。	こども家庭センター
3	新生児聴覚委託健康診査	新生児聴覚健診費用の負担軽減を図るとともに、先天性聴覚障がいを早期に発見し、適切な療育を図ることを支援します。	こども家庭センター
4	乳児委託健康診査	乳児健診費用の負担軽減を図るとともに、乳児の健康管理を支援します。	こども家庭センター
5	乳幼児健康診査事業(1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児)	乳幼児の健康管理、疾病や虐待、障がいの早期発見、保護者の育児不安等の解消を目的として、医師、歯科医師の診察、及び専門職による保健指導、栄養指導を実施します。	こども家庭センター
6	永久歯対策事業	幼児(4歳児、年長児)と保護者を対象に、乳歯及び永久歯のう蝕罹患を予防し、生涯を通じて健康な歯と口腔内を良好な状態に保つことを目的に、正しい生活習慣とブラッシング方法を習得するための指導を行います。	こども家庭センター
7	予防接種事業	赤ちゃん訪問時に予防接種予診票綴りを交付し、予防接種法に基づき乳幼児に対し、個別に予防接種を行います。	健康増進課

施策2 出産に関する支援、産前産後の支援の充実

施策の方針

- 産後のケアから育児において、必要な知識を習得する機会を提供するとともに、子育てへの悩みや不安に関する相談支援を行います。
- 子育て家庭の保護者同士が気軽に話し合い、交流ができる機会づくりの一環として、各種教室やサロンを開催します。

現状と課題

- 妊娠中の女性は、つわりや気分不調など様々な症状が発症し、マタニティハラスメントをはじめ、仕事や家のことに対する責任と負担に苦しむ期間が続きます。また、出産後も情緒不安定、涙もろさ、抑うつ気分、不安感等や産後うつになる女性もいます。そのため、身近な相談相手やスムーズな対処、ケアが求められますが、核家族化の進行などから1人で解決しようとしたり、誰にも頼れずつらい思いをしている女性がいることも懸念されます。
- このことから、産後ケアをはじめ、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うことも家庭センターの機能を充実させ、子どもと母親の心身のケアを推進していく必要があります。

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
8	マタニティ・コンサートの実施	マタニティ（妊婦）と0歳児からの小さい子どもがいる家庭を対象に、心を癒すクラシックの演奏とストレス解消のリラックス体験、映像、音楽で楽しむ絵本の読み聞かせを組み合わせたコンサートを実施します。	文化芸術課
9	ハローベビー教室（両親教室）	出産や子育てに対する不安を解消し、安心して出産・育児がむかえられるように、出産をひかえる両親とその家族に対し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及に努め、健やかな出産・育児に対する意識の啓発を図ります。	こども家庭センター
10	産後ケア事業	出産後早期から育児支援が必要な方に、安心して育児ができるよう支援します。	こども家庭センター
11	育児相談事業・4か月児相談・10か月児相談事業	乳幼児や保護者が抱えているニーズに対し、保健師、助産師、栄養士等が、個々に応じた相談や育児指導、栄養指導を行い、育児不安の解消を図るとともに、親子の交流の場を提供します。	こども家庭センター
12	コスモス教室	健康診査等で、言語の遅れや行動、社会性、親子関係等での支援が必要な親子を対象に、幼児の社会性の発達を助け、育児に関する負担の軽減を図るため、育児環境の整備や社会性の発達を促す支援、個別相談・指導を実施します。	こども家庭センター

13	子育て支援センター (子育て広場)	乳幼児（就学前児童）の親子が集い、相談や交流ができる子育て支援センターで、保育士の資格を持った専門のスタッフまたは子育て経験者と一緒にリズム遊び、歌、紙芝居、絵本の読み聞かせ等、自由に遊べる空間を提供し、季節に応じた行事を行います。	社会福祉 協議会
14	ふれあい・いきいき サロン事業 (子育てサロン)	気軽に集まる仲間づくりの場として、子育て親子同士が地域の中で孤立しないように、地域が主体となって生活をより楽しむための居場所をつくり、その輪を広げます。	社会福祉 協議会
15	在宅福祉サービス センター (子育て支援)	住民同士の自発的な参加と協力を得て、家事援助や子守り等の子育て支援を有償で提供する助け合いのサービスを実施します。	社会福祉 協議会

施策3 幼児教育・保育の質の向上

施策の方針

- 幼稚園、保育所（園）や認定こども園等でのサービスの充実を通して、子育て家庭の負担軽減を図ります。
- 家庭的保育や事業所内保育など、幼稚園、保育所（園）や認定こども園以外での保育環境の充実を図ります。

現状と課題

- 近年の少子化や核家族化などの影響により、子育て環境は昔と比べて大きく変化しています。幼児教育は、幼稚園、保育所（園）や認定こども園と家庭・地域が総合的に行うものとされていますが、現代では家庭と地域の教育力の質の低下が問題視されています。また、幼児によっては、運動能力の低下、消極的な姿勢、言語表現能力や集団との関わりの中で自己発揮する力が不十分だったり、様々な体験の不足なども見受けられることから、幼稚園、保育所（園）や認定こども園等における幼児教育・保育の質の向上への期待は高まっています。また、子どもたちの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校と保育所（園）等との連携体制を強化していくことも重要です。
- 子ども・子育て支援アンケート調査の結果をみると、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等を利用している就学前児童は8割弱となっていますが、0～3歳が59.4%の利用状況に対して4～6歳は97.1%とほぼすべての子育て家庭が利用している状況です。
- このことから、就学前児童のうち特に教育や体づくり、多様な体験機会、コミュニケーション力などを育む時期にある4～6歳のほとんどの子どもが、日中の多くの時間を過ごす保育所（園）等の環境や取組内容から大きく影響を受けることが考えられます。一方で、教育・保育施設の質の向上には人材の確保と現場の職員の学びや経験の充実が不可欠です。教育・保育の質の向上を目指すとともに、施設的环境改善、向上も同様に重要な取組として整備が求められます。

関連するデータ・調査結果

▼問 保育所（園）、認定こども園、幼稚園などの利用状況について

（子ども・子育て支援調査 対象：就学前児童保護者）

調査結果は 39 ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
重点 事業 16	休日保育事業	多様化する就労形態に対応するため、日曜、祝日の休日の保育を実施することにより、保護者の就労を支援することで、健全な子育て環境を維持します。	こども課
17	障がい児保育事業	保育所（園）における障がい児の受入環境の整備を図り、障がい児保育を推進します。	こども課
18	家庭的保育事業	家庭的保育者（市が指定する研修を修了した保育士）により、自宅等の家庭的な雰囲気の中で行う保育です。	こども課
19	事業所内保育施設の促進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めるため、企業が仕事と子育ての両立を支援したり、地域の子どもを受け入れることにより、企業の地域貢献度アップが期待できるよう、事業所内保育施設設置を企業等に働きかけます。 現在、市内に2か所の企業主導型保育事業が開所されています。	こども課

施策4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援

施策の方針

- 乳幼児健康診査等により、子どもの発達の状況を把握し、必要に応じて医療機関等と連携して適切な支援へつなげます。
- 障がいがある児童や発達が気になる子どもに対して、保護者や家族に寄り添ったサポートを心がけ、各種支援へつなげます。
- 外国籍の子どもをはじめ、生活習慣や言語が異なる子どもとその保護者への適切なサポートを行います。

現状と課題

- 発達障がいは、社会背景や医療の発展により診断件数が増えるとともに、その認知や理解も広がっており、保育所(園)等での職員の発見から医療機関を通して適切な支援へつながっています。また、小学校に就学する際に、いじめや不登校にあうなどいわゆる“二次障害”が生じることのないよう、早期発見と子どもの特性に応じた早期療育支援の対応も徐々に拡充しています。さらに、医療的ケアが必要な重度の障がいがある幼児等への施設での適切な対応も求められています。
- 子ども・子育て支援アンケート調査の結果をみると、子育てで日頃悩んでいることや不安に感じることにについて、成長や障がいに関することでは、就学前児童保護者の病気や発育は35.5%、発達(障がいを含む)は18.0%、小学生保護者の病気や発育は19.7%、発達(障がいを含む)は15.4%となっており、どちらも就学前児童保護者のほうが高くなっています。
- このことから、乳幼児健康診査をはじめ保健師など、子どもと接する機会のある専門員が子どもの発達状況を把握し、医療機関や療育支援等へ早期につなげ、子どもの発達をサポートする体制を引き続き充実させていくとともに、目に見えない子どもの発達障がいに対して、保護者や子どもと関わる関係機関、地域において正しい知識と理解を深める取組の推進が求められます。加えて、周囲のサポートが必要な重度も含めた障がいのある幼児に対して、保護者や家庭も含めた周囲の負担軽減につながる支援・サポートの検討が引き続き求められます。

関連するデータ・調査結果

▼子育てで日頃悩んでいることや不安に感じること

(子ども・子育て支援調査 対象: 就学前児童保護者、小学生保護者)

調査結果は 48 ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
20	早期発見・早期対応の強化	母子保健事業の場で早期に障がいの疑いのある子どもを発見し、専門機関と連携し、速やかに適切な支援へとつなげます。	こども家庭センター
21	連携した支援体制の強化	障がいのある、また疑いのある子どもに一貫した支援が行えるよう、保健、医療、福祉、教育部門の機関の緊密な連携のもと、支援体制の強化を図ります。特に、急増する発達障がいのある子どもに対する、支援体制の強化を図ります。	社会福祉課 健康増進課

基本目標2 就学後から18歳までの子どもへの支援

施策1 学童期・思春期の保健対策

施策の方針

- 学童期・思春期の子どもが健やかに成長できるよう、各種健康診査を通して子どもの健康管理に取り組みます。
- 学校において正しい食育や生活習慣、保健・健康に関する知識を習得する多様な学習の機会づくりを推進します。

現状と課題

- 学童期及び思春期は、身体面や精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が生涯の健康に様々な影響を及ぼすことが指摘されています。そのため、学童期及び思春期には、心身の健康の保持・増進が特に重要な役割を担っているといえます。
- このことから、家庭での生活習慣改善を促していくとともに、子どもの心身の健全な成長のために、悩みや不安を抱えている子どもを含めすべての子どもに対して、学校での適切な身体活動や睡眠、食事などの健康行動の大切さの教育と指導の促進が求められます。

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
22	学校健診	児童・生徒等の健康の保持増進を図るため、毎年定期的に内科検診や歯科検診等の健康診査を実施します。	教育指導課
23	予防接種事業	予防接種法に基づき児童・生徒に対し個別に予防接種の案内の通知を送付し、個別予防接種を行います。	健康増進課
24	思春期の健康教育	第二次性徴を含む心身の成長に関する指導や性教育を推進し、自ら健康な生活を送ろうとする意識を高めます。	教育指導課
25	親子料理教室	「子どもの望ましい食習慣づくり」のため、幼稚園や保育所（園）の親子、小中学生や親を対象に、食生活改善推進員、ボランティア、学校、管理栄養士との連携で、体験調理実習や食育の講話等を通し、食の大切さの心を育み、次世代への食文化の継承を推進します。	健康増進課
26	食育講座		生涯学習課
27	栄養職員等による「食育」の推進	栄養職員等が、小中学校等との連携により、児童・生徒、保護者等を対象に、「調理実習」や「食育の講話」等を行い、「食育」を推進します。	教育指導課

28	給食時の学校訪問 事業	給食の時間に、栄養教諭や栄養職員が各学校を回り、児童・生徒の発達段階に応じて、食に関する指導や意識の啓発を行います。	教育指導課
29	給食便りの配布	児童・生徒及び保護者に対し、食に関する意識啓発を計画的に行うため、児童・生徒を通して給食便りを配布します。	教育指導課
30	行事食の実施	七夕やひな祭り等の行事食や季節食を提供し、日本の食文化を学び、啓発・継承を図ります。	教育指導課
31	地産地消の推進	地元食材を用いた給食を提供し、地域の農業や農産物の流通の仕組み等について、理解を図ります。	教育指導課

施策2 生きる力を育む教育の充実

施策の方針

- 学校において教育の基礎となる「生きる力」を育む多様な学びの機会づくりを推進します。
- ICT教育、国際交流、福祉、道徳、キャリア教育など、時代の潮流に沿った子どもが自立して生きていける知識と教養を身に付ける教育を推進します。

現状と課題

- 文部科学省が令和2（2020）年に公表した新しい学習指導要領で定義する「生きる力」は、「知・徳・体のバランスのとれた力」を示します。また、「生きる力」を身に付けるための3つの柱として「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をあげています。
- 「生きる力」を育む必要がある背景には、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として、重要性を増す「知識基盤社会」の時代の到来があります。知識基盤社会においては「課題を見いだし解決する力」、「知識・技能の更新のための生涯にわたる学習」、「他者や社会、自然や環境とともに生きること」などの変化に対応するための能力が求められます。また、その中には多様な学びの機会の充実も重要な取組として求められます。

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
32	小中学校ティーム・ティーチング(TT)教師の配置	算数や数学等、個人差が大きくなる教科の指導に、複数の教員でティームをつかって協力してあたれるよう、教職員の加配措置をします。	教育指導課
33	ICT教育	インターネット情報の活用、コンピュータを活用した表現能力の開発等、コンピュータを活用した教育を推進するとともに、情報モラルに関する指導を行います。	教育指導課
34	外国語指導助手(ALT)の活用	中学校における外国語教育、小学校における外国語科もしくは外国語教育、外国語活動の充実を図るため、小中学校にALTを配置し、教員と協力して指導できる体制を整えます。	教育指導課
35	個に応じた学習の推進	児童・生徒の学習への興味・関心を喚起し、一人学びやグループ等集団での学習を通して、基礎的・基本的な知識・技能の定着と、思考力、判断力、表現力等の育成を図ります。 また、ICTを活用するなど、様々な学習形態を取り入れることで、個別最適な学習や協働的な学習を展開します。	教育指導課

36	教員の質の向上	児童・生徒の生きる力を育み、保護者や地域の信頼に応えられる教職員を校内研修及び市の研修会の実施を通して育成します。	教育指導課
37	学校運営協議会の推進	保護者や地域住民の代表を学校運営協議会委員として任命し、学校の運営とそのために必要な支援について協議し、地域とともにある学校づくりを推進します。	教育指導課
38	学校評価の実施	教育活動の実施状況について、学校が自己評価を実施し、改善策を立て実践するとともに、その評価結果と改善策等を保護者や学校関係者に示しながら、教育活動の充実を図ります。	教育指導課
39	姉妹・友好都市との交流	姉妹都市や友好都市との交流活動を行い、青少年がホームステイ、各種体験を通して、多言語や異文化にふれることで、国際的な人材の育成を促進します。	市民協働課
40	「国際交流ひろば」の開催	市民と市内外国人が互いの国の歴史や文化、生活習慣について交流する場として「国際交流ひろば」を開催し、多文化共生への理解を促進します。	市民協働課
41	ふくしの出前講座	市内の学校に対して福祉体験学習事業、出前講師の派遣を行い、次世代の地域福祉を担う新たな人材、リーダーを育成します。	社会福祉協議会
42	道徳教育の推進	学校の教育活動全般を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等の道徳性を養い、豊かな心を育む教育を推進します。	教育指導課
43	情報モラル教育の推進	情報社会に主体的に参画する態度を育むため、家庭におけるルールづくりを含め、発達段階に応じた情報モラル教育の充実を図ります。	教育指導課
44	キャリア教育の充実	子どもが「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に伴い直面するであろう様々な課題に、柔軟にかつ、たくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるよう、保護者等の協力を得ながら、各学校段階で指導していきます。	教育指導課
45	体験学習の推進	自然体験・職業体験・福祉体験等、直接自然や人とふれあうことを通して、実感を伴ったより深い学びを実現するとともに、自らの生き方について考える学習を推進します。	教育指導課
46	職場見学・職業体験学習	キャリア教育の一環として、夏季休暇中に、中学1年生を対象とした職場見学と、中学2年生を対象とした職場体験学習を実施し、働くことの意義や魅力について学ぶ機会を設けます。	教育指導課
47	ライフデザインセミナーの開催	中学2年生を対象に、就職、結婚、出産等、自身のライフプランを早い段階から考える機会を提供します。	魅力発信課

48	学校における 男女共同参画教育の 推進	家庭内での男女の役割や協力のあり方について考え、学ぶ機会をつくります。	教育指導課
----	---------------------------	-------------------------------------	-------

施策3 多様な体験の充実

施策の方針

- 農業や自然体験、ボランティアなど、社会や自然にふれる体験活動を通じて、子どもの視野や考え方、積極的な社会との関わりを広げる機会づくりを推進します。
- 芸術、文化、音楽など様々な価値観や多様性を学ぶ機会を多く取り入れ、子どもの将来の可能性や創造性、感性を育む体験を充実します。

現状と課題

- 文部科学省が令和2（2020）年に公表した新しい学習指導要領では、AI技術が高度に発達する Society5.0 時代にこそ、様々な場面でのリアルな体験を通じて学ぶことの重要性について示されています。また、子どもの体験活動が、子どもの興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じて行われることで、子ども同士や多様な他者との「協働的な学び」の充実につながるとしています。
- こども家庭庁の資料「多様な体験活動の機会づくりと参加促進について」では、子どもの体験活動の現状と課題として、『昔の子どもに比べて、今の子どもは体力も運動能力も低い状況で、自由にのびのびと遊べる場所や環境も少ない。公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に参加経験のある子どもの割合も少なく、その理由として「子どもが関心を示さない」だけでなく、保護者が「時間的負担が大きい」と感じていたり、「団体や行事があることを知らない」ことがあげられる。』と分析しています。また、経済的な理由から、“体験格差”が生じていることもあげられていますが、やはり一番の要因は、保護者が多忙で、子どもを体験活動に参加させられない状況が多いのではないかと推測されます。
- このことから、学校や地域での取組を通して、家庭での体験活動の不足を補う機会の充実を図り、子どもが多様な体験の機会から、より多くのことを学ぶ機会へとつながるよう、積極的な取組が今後も求められます。

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
49	農業体験学習	小中学校の学習活動の中で、水稻、野菜の栽培等の農業体験の機会を設け、自然とふれあい、収穫の喜びを味わう農業体験学習を行います。	教育指導課
50	自然体験学習	小学5年生を対象に、他校の同学年児童との交流や、自然体験活動を実施します。	教育指導課
51	ふれあい体験学習 (チャレンジ教室)	子どもが様々な福祉体験を通して、地域福祉や障がい者、ボランティアについて理解を深め、思いやりの心を育みます。	社会福祉協議会
52	ボラ・チャレ	中学生以上を対象に、ボランティアに関する講話、実習を通じて、ボランティアについての理解を深めます。	社会福祉協議会

53	学校アクティビティ事業の実施	子どもが身近に芸術文化にふれ、関心を持てるよう、プロのアーティストが学校等に出向き、クラス単位で演奏会を実施します。	文化芸術課
54	学校芸術鑑賞事業の実施	子どもに本物の芸術を鑑賞する機会を提供し、芸術文化にふれることで感受性豊かな潤いのある心を育てるとともに、劇場マナーの習得等実社会で必要とされる力の育成を図ります。	文化芸術課
55	演劇、コンサートの開催	子どもの芸術文化活動の促進のため、身近に芸術とふれる機会を創出します。	文化芸術課
56	自主文化事業の実施	四季文化館（みの〜れ）、小川文化センター（アピオス）において、自主文化事業を実施し、市民が気軽に芸術文化にふれることができ、誰もが主体的に文化活動に参加できる機会を提供します。	文化芸術課
57	ギャラリー展の開催	四季文化館（みの〜れ）、小川文化センター（アピオス）において、市民の出展によるギャラリー展を開催し、子どもの芸術文化活動の振興、充実を図ります。	文化芸術課
58	創作グループの育成	演劇、和太鼓、楽団等、子どもによる自主的な創作グループを育成します。また、サポート体制を充実させるなど、文化活動へ参加するきっかけづくりや、参加しやすい環境を整えることにより、芸術や文化活動を担う人材や団体を育成し、文化芸術の推進とこれらの活動を核とした「地域力」の向上を図ります。	文化芸術課
59	市民文化祭の振興	本市の市民文化活動の一大イベントである「市民文化祭」に、より多くの子どもの参加を促し、活動の振興を図ります。 また、展示発表するだけでなく、誰もが気軽に舞台芸術にふれることを通して、芸術文化活動のより一層の活性化を促進します。	文化芸術課

施策4 子どもの交流の場・居場所の充実

施策の 方針

- スポーツを通じて、子どもの交流の機会を増やすとともに、チームや組織的な活動の中から、子どもが仲間や友達をつくることで社会性や信頼関係を構築する機会につなげます。
- 子どもの“居場所づくり”の観点から、放課後児童クラブの充実を図るとともに、小学生から中学生、高校生相当の子どもも含めて、子ども同士や多様な人との交流ができるスペースづくりを検討します。

現状と 課題

- 女性の社会進出の促進や共働き家庭の増加、核家族化の進行などにより、就学後の子どもの放課後の居場所のあり方が変わってきています。家庭教育、養育の時間の確保が難しい中、子どもだけで行けて、安全に過ごせる場所や、子ども同士や多世代で話したり遊んだりできる施設があること、また、習い事や塾などに通っていない子どもも放課後の時間を活用して学習機会や多様な体験機会が得られることなどへのニーズが高まっています。
- 小美玉市のデータをみると、放課後児童クラブの利用者数はほぼ横ばいですが、学年別の利用割合をみると低学年（小学1～3年生）の約半数が利用しており、高学年（小学4～6年生）も小学4年生は利用割合が増えています。
- 子どもの居場所については、子どもが利用しやすい既存の施設の役割や機能を時代の潮流に沿ったものに検討していくことが求められます。

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
60	課外クラブ活動の充実	課外クラブ活動では、指導者となり得るボランティア団体に活動拠点となる施設を提供・支援し、指導者の育成と活動内容の充実を図ります。指導ボランティアを確保し、特色ある課外クラブの設置を図ります。	生涯学習課
61	中学生部活動	中学生に部活動の機会と場を提供し、放課後及び休日の活動を通して、心身の健康な発達と技術の向上、異年齢との交流を図ります。	教育指導課
62	四季の広場等遊具設置事業【新規】	四季の広場等において、乳幼児や障がい児が最大限に自立し、楽しく遊びに参加できる環境を充実させるとともに、すべての子どもに公平な居場所づくりを実現します。	健康増進課 関係各課
63	スポーツ少年団事業	スポーツ少年団加盟団体による各種大会を開催し、子どものスポーツを通じた仲間づくりや、社会性の育成を図ります。	スポーツ推進課
64	スポーツ推進委員の育成	各種スポーツ活動を担う指導者の養成と質の向上を図るため、リーダー養成講習会への参加を促進します。	スポーツ推進課
65	スポーツ少年団指導者の育成	「JSPO 公認スタートコーチ（ジュニア・ユース）」の養成を行い、スポーツ少年団指導者の確保と質の向上を図ります。	スポーツ推進課
66	「子ども会」の育成・支援	「子ども会」を育成・支援し、子どもの地域活動への参加を促進します。	生涯学習課
67	「子ども会育成会連合会」活動の推進（学区交流会・指導者養成講習会）	単位子ども会育成会と連携し、子ども会の活動活性化のため、「子ども会育成連合会」活動を推進します。学区交流会、指導者養成講習会、各種イベントへの参加を進めます。	生涯学習課

基本目標3 課題や困難を抱える子どもや家族への支援

施策1 子どもの貧困の解消に向けた対策

施策の 方針

- 子どもの貧困の解消対策として、家族に対する経済的支援や生活安定に向けた取組と、各種制度の周知徹底に向けた取組を推進します。
- 子どもがいかなる環境においても、学びの機会が損なわれることのないよう、また、将来の選択肢が狭まることのないよう、学習機会の充実にに向けた取組を推進します。

現状と 課題

- 厚生労働省が公表した「2021（令和3）年国民生活基礎調査」では、子どもの貧困状況を表す指標の一つである“子どもの相対的貧困率”が11.5%で約9人に1人の子どもが相対的貧困状況にあるとしました。子どもの相対的貧困率は、2012（平成24）年の16.3%（約6人に1人）をピークに減少傾向で推移しています。その背景には、共働き家庭が増え、世帯収入が増加したことが要因の一つと考えられています。しかし、ひとり親家庭の収入は変わることがないため、ひとり親家庭の約半数は依然として貧困状況にあります。また、日本の子どもの貧困は、家がない、明日食べるものがないなどといった“絶対的貧困”ではなく、周囲の子どもが得られていること（習い事や進学、様々な体験の機会など）が与えられていないといった“相対的貧困”に重点がおかれていることから、地域格差や経済的格差による子どもへの不自由が生じない社会づくりが求められています。
- 子ども・子育て支援アンケート調査結果をみると、A層（低所得層）では就学前児童保護者の4割弱、小学生保護者の約6割が「配偶者はいない」と回答しており、いわゆる“ひとり親家庭”です。また、A層はB層（低所得層以外）と比べて「家計が厳しい」ことに悩んでいる割合が高く、近所付き合いでは「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」で、子育てについて「不安または負担を感じる」の割合も高くなっています。
- このことから、低所得層の家庭への経済的支援等を進め、生活基盤を安定させるサポートに取り組むとともに、公的機関や専門機関を中心とした、身近で寄り添う相談ができる相談支援体制を確保するなど、保護者が安心して相談できるサポートの充実が求められます。また、そうした家庭の子どもが何かしら心身のケアを必要としていないかなど、日頃子どもが多く時間を過ごす保育所（園）等や小学校、中学校などでは早期発見と適切な対応に努めるとともに、多機関連携による家庭と福祉をつなげる体制づくりが重要となります。

関連するデータ・調査結果

▼配偶者の有無について(子ども・子育て支援調査 対象:就学前児童保護者、小学生保護者)

調査結果は 53 ページ参照

▼子育て以外での悩みや不安について(子ども・子育て支援調査 対象:就学前児童保護者、小学生保護者)

調査結果は 55 ページ参照

▼ご近所の人々とのお付き合いについて(子ども・子育て支援調査 対象:就学前児童保護者、小学生保護者)

調査結果は 56 ページ参照

▼子育てで感じることについて(子ども・子育て支援調査 対象:就学前児童保護者、小学生保護者)

調査結果は 56 ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
重点事業 68	生活困窮者の子どもに対する学習支援事業	低所得者等世帯の小学生や中学生を対象とした学習支援事業を実施します。勉強だけに限らず、生活や学校での悩みなどの相談も受け付けます。	社会福祉課
69	自立相談支援事業	生活保護の受給には至らないが、経済的に困窮している方に対し、相談支援員と一緒に課題を整理しながらプランを立て、自立に向けたサポートを実施します。	社会福祉課
70	住居確保給付金の給付	離職等によって住居を失った方または、失うおそれの高い方に対し、一定期間家賃相当額を支給するとともに、再就職に向けた支援を行います。	社会福祉課
71	就労準備支援事業	「社会との関わりに不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に対して、就労に向けた基礎能力の習得や就労体験などの支援を行います。	社会福祉課
重点事業 72	家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出します。 また、滞納の解消や各種給付金制度の利用に向けた支援、債務整理に関する支援なども行います。	社会福祉課

施策2 児童虐待防止対策、ヤングケアラー対策の充実

施策の方針

- 児童虐待がなくなる社会を目指して、その基本的な知識と理解の周知を徹底するとともに、相談しやすい窓口や専門機関の整備と適切な支援につなげる体制づくりを推進します。
- ヤングケアラーの実態を把握するとともに、ヤングケアラーについての知識と理解の周知を徹底します。

現状と課題

- 全国の児童相談所及び市町村で受ける児童虐待に関する相談件数はどちらも増加傾向で推移しています。しかし、相談件数の増加が、即虐待事案の増加とはいえ、この相談件数の増加傾向は、児童虐待への理解が促進したことや、相談窓口が身近になったことによる結果ともいえます。また、近年の傾向を虐待の種類別の割合で見ると、身体的虐待やネグレクトから心理的虐待へと移行しており、令和2（2020）年度に、その割合は全体の半数以上を占めています。主な心理的虐待は、家庭内の夫婦げんかやDV行為を子どもの前で「面前DV」が大勢となっています。
- 家族にケアを要する人がいる場合に、おとなが担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことを“ヤングケアラー”といいます。昨今、子どもを取り巻く課題の中で注目されており、子どもも保護者（家族）も自覚がないまま年数を重ねてしまっている場合があり、そのまま孤独にケアを続けてしまう場合や社会参画の機会が遅れてしまうことが社会問題となっています。
- 施設等調査結果（アンケート調査）をみると、虐待やネグレクトへの対応や相談が増えたと感じる割合は25.0%で、虐待を含めた困りごとを抱えている子どもとその保護者（家族）への対応及び支援で心がけていることとして、『子どもとその保護者（家族）との信頼関係構築に努めた』、『丁寧に話を聞くことを心がけた』といった回答が多くありました。
- このことから、子どもが虐待の被害を受けることのないよう、また、気づかれないままヤングケアラーとなってしまうまいよう、おとなや保護者に対して虐待及びヤングケアラーについての理解を深める情報発信や周知を強化することが重要です。さらに、親子の状態を実際に確認、把握できる各種健診の機会や保育所（園）等、学校、その他の施設での早期発見と親身な対応による信頼関係の構築、加えて悩みや不安などを適切な専門機関や制度へ迅速につなげる連携体制の充実などが求められます。

関連するデータ・調査結果

▼虐待、ネグレクトの近年の対応や相談傾向について（施設等調査 対象：事業者）

調査結果は63ページ参照

▼虐待、ネグレクトを含めた困りごとを抱えている子どもや保護者（家族）への対応や支援で心がけていることについて（施設等調査 対象：事業者）

調査結果は64ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
重点 事業 73	要保護児童対策地域協議会の充実	代表者会議や実務者会議及び個別ケース検討会議を開催し、要保護児童の早期発見及び早期対応による適切な保護並びに関係機関の円滑な連携、協力の確保を図ります。	こども家庭センター
74	母子保健事業の活用	子どもの健やかな成長と育児環境を守るため、健診や訪問などの母子保健事業を通じて、早期に虐待予備軍を発見し、専門機関と連携して速やかに適切な支援へとつなげます。	こども家庭センター
75	児童虐待防止法の周知	保護者や地域住民に、学校だよりや市ホームページ等の様々な機会を活用して、児童虐待防止法について周知し、学校と関係機関が連携して子どもへの虐待を防ぎます。	教育指導課
76	訪問指導及び支援	食事、医療、生活環境等について、不適切な養育状態の家庭に対し、定期的に支援や見守りを行い、関係機関と連携して、適切な児童の養育環境の維持・改善、及び家庭の養育力の向上を目指し、指導や助言等の支援を行います。	こども家庭センター
77	在宅支援の充実	児童虐待の疑われる事案について、学校と関係機関が連携して状況を把握するとともに、チームで対策を検討する等、状況の改善に向けた取組を進めます。	教育指導課 こども家庭センター
78	ヤングケアラー相談支援	自分自身がヤングケアラーであると自覚していない、あるいは周囲に相談できない子ども自身や、相談できる人がいなくて子育てに悩んでいる保護者の方に対して、ヤングケアラーの相談支援を行います。	教育指導課 こども家庭センター

施策3 障がい児施策の充実

施策の方針

- 就学や進学後も、学校での児童・生徒の発達の遅れや、障がいの有無などを注意深く確認し、早期の発見に心がけ迅速な対応につなげます。
- 発達で気になる児童・生徒や障がいのある場合も、適切な教育や学習の機会が得られる環境づくりを推進します。

現状と課題

- 文部科学省が公表した『学校基本調査』の結果では、特別支援学校等の児童・生徒は増加傾向で推移しています。また、特別支援学級の児童・生徒数も増加傾向にあり、近年は自閉症・情緒障がいが大きく増加しています。加えて、兄弟姉妹に重い病気や障がいのある子どもを意味する、いわゆる“きょうだい児”への支援も重要です。きょうだい児は、おかれた環境から様々な経験をする機会がない、将来への選択肢の幅が狭まる、悩みを相談しづらいなどの独自の問題が生じやすいことがわかっています。障がい児施策を推進する上で、きょうだい児へのサポートも視野に入れた取組の検討が求められます。
- 施設等調査では、小美玉市の発達や障がいのある子どもとその保護者（家族）への対応や相談は75.0%が増えたと回答しています。
- このことから、学校における、発達障がいを含む障がいのある児童・生徒への個々の特性に応じた学習や指導が、十分に提供できる環境づくりが必要となります。また、早期発見と対応につなげるため、学校と専門機関等との連携体制の強化がますます求められるところですが、そのために教員に過度な負担がかかることがないように仕組みづくりも重要です。スクール・カウンセラーや支援員の配置、教員の障がいへの理解の促進につながる機会や、適切な接し方や工夫などの知識を得る機会の充実も必要です。さらに、障がいのある子どもだけでなく、その家族へのサポートも重要なことから、地域や専門機関との連携によるサポート体制の整備など、学校だけではなく、まち全体で取り組む姿勢も今後さらに求められるところです。

関連するデータ・調査結果

▼発達や障がい児等への近年の対応や相談傾向について(施設等調査 対象:事業者)

調査結果は62ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
79	障がい児教育の充実	児童・生徒の障がいの程度に応じた、きめ細かな支援を行い、将来、社会的に自立できるようにします。就学前の相談の充実から、小中学校との連携によりスムーズな就学と進学への接続等まで、就学と進学支援の充実を図ります。	教育指導課
80	LD、ADHD 自閉症等への対応	児童・生徒の障がいの程度に応じた、きめ細かな支援を行い、将来、社会的に自立できるようにします。就学前の就学相談を充実します。	教育指導課
81	自立支援給付事業	障害者総合支援法に基づく自立支援給付のうち、障がい児が利用できる短期入所（ショートステイ）や居宅介護（ホームヘルプ）などの障がい福祉サービスを提供し、障がい児の健全育成と地域生活を支援します。	社会福祉課
82	障がい児通所支援事業	就学前の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う通所サービスを提供します。また、学校等に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に行う通所サービスを提供します。	社会福祉課
83	障がい児日常生活用具給付	在宅で生活する重度の心身障がい児の日常生活を容易にするため、必要に応じて日常生活用具を給付します。	社会福祉課
84	障がい児補装具費給付	障がい児の日常生活の能率を向上し、将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長するため、身体機能を補完・代替する補装具費の給付を行います。	社会福祉課
85	軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴の児童に対し、健全な言語、社会性の発達を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	社会福祉課
86	障がい児福祉手当	障がい児福祉手当、在宅心身障がい児福祉手当、特別児童扶養手当等を支給し、障がい児とその家庭への経済的支援の充実を図ります。	社会福祉課
87	在宅心身障がい児福祉手当		
88	特別児童扶養手当		
89	重度心身障がい児への医療費助成	重度心身障がい児が健康保険で病院等にかかった場合、自己負担分の費用を公費で助成します。	医療保険課

重点 事業 90	連携による相談・ 指導体制の充実	保健、福祉、医療、教育部門が連携し、障がい児とその保護者への相談・指導体制の充実を図ります。	社会福祉課
91	障がい者手帳の交付	障がい児に対して一貫した指導・相談を行い、また、各種の援護措置を受けやすくするために、障がい者手帳を交付します。	社会福祉課
92	福祉団体の活動の 活性化	障がい児をもつ家庭の社会参加と交流を促進するために、関係福祉団体を支援し、活動の活性化を図ります。	社会福祉課
93	日中一時事業 (障がい児学童クラブ)	学校の下校後等、家族が仕事や体調不良等でみることができない障がいのある児童を預かり、見守ります。	社会福祉 協議会

施策4 いじめや不登校、自殺への対策と悩みや不安を抱える子どもへの支援

施策の方針

- いじめや不登校、自殺など、児童・生徒が抱える悩みや不安に対して、気軽に相談できる身近な人材や専門機関の確保を推進し、子どもが心身ともに健康に成長できるようサポート体制の充実を図ります。

現状と課題

○文部科学省が公表した『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』の結果では、全国のいじめの認知件数はおおむね増加傾向で推移しており、特に小学校の件数の激増が、認知件数を増やしている大きな要因となっています。その背景には、いじめに対する周りの認識の変化や、現場の体制強化が影響しているとも考えられ、一概にこれまでの“いじめをする側”と“される側”が急増しているわけではないと示唆されます。一方、不登校も増加の傾向で推移していますが、これは実際に学校へ通えない子どもが増えているという実状で、全国的に深刻な問題となっています。また、児童・生徒の自殺件数も年々増加の傾向で推移しており、令和4（2022）年の自殺件数は昭和55（1980）年以降最多となっています。自殺の理由は直接的なこと・間接的なことと多岐にわたりますが、自殺対策にあたって、児童・生徒が抱える悩みや不安、困りごとを相談できる相手や体制が確保されていることが重要であることは間違いありません。

○このことから、子どもが日中多くの時間を過ごす学校において、まずは最も信頼関係が築きやすい学級担任が、児童・生徒一人ひとりに対して親身に接し、小さな変化も見逃さず、改善・解消に向けた教育・指導や相談対応を行うことが重要です。そのためには、まず、教員一人ひとりの時間と心の余裕を確保する仕組みづくりも重要になります。次に、相談しやすい体制づくりとして、様々な相談先を設けることも必要な観点から、スクール・カウンセラーや専門員等の配置と、専門機関をはじめ地域住民との連携体制の整備も求められます。

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
重点事業 94	思春期相談	進路や友人関係、家族関係等、様々な悩み直面する中学生に対し、一人1台端末を活用した校内オンライン相談窓口を市内すべての学校で開設し、児童・生徒にとって相談しやすい機会を提供しているほか、各種相談しやすい場所と機会を提供することで、心の安定を保ちます。	教育指導課
95	教育支援センター	不登校等児童・生徒を受け入れ、家庭や学校、関係機関と連絡を取り合いながら、生徒が自信を持つよう、学習面での支援を行い、学校復帰を目指します。また、不登校等児童・生徒及び保護者との相談活動を実施します。	教育指導課

96	スクール・ カウンセラー	友人関係や進路、家族関係等、様々な悩みを持つ小中学生やその保護者を対象に、臨床心理士等の資格を有するスクール・カウンセラーが相談活動を行い、悩みや不安の解消を図るとともに、安定した学校生活を送ることができるようにサポートします。	教育指導課
----	-----------------	--	-------

施策5 権利に関する普及啓発

施策の 方針

- 様々な個性やおかれた環境にかかわらず、すべての子どもが最善の利益を得られるよう、「子どもの権利条約」に掲げられている内容を基に、学校教育、家庭教育において理解の促進を図ります。

現状と 課題

- こども基本法にも取り入れられている「子どもの権利条約」は、“差別の禁止”、“子どもの最善の利益”、“生命、生存及び発達に対する権利”、“子どもの意見の尊重”の4つの原則を中核にしています。
- このことから、発達障がい、いじめ、差別、虐待、生活困窮、自殺など、子どもが不利益を被ることのないよう、また、子どもを取り巻く問題の解消につながるよう、子どもの権利を全市民が理解し、尊重していくことが求められます。また、“すべての子ども”には、外国にルーツを持つ子どもも含まれ、こうした子どもが、普段の生活や学校教育の中で差別や不自由を受けないよう、適切な対応や配慮、サポートをしていくことも求められます。

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
97	人権教育	家庭、学校における人権教育を推進します。	社会福祉課 教育指導課
98	人権啓発活動の実施	「人権教室」の開催、啓発冊子の配布、いじめや児童虐待をテーマとした啓発動画の配信など、「こどもの人権を守ろう」の啓発活動を実施します。	社会福祉課 教育指導課

基本目標4 子育て当事者への支援

施策1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

施策の 方針

- 子育てや教育が子育て家庭に経済的負担として大きくのしかかることのないよう、各種制度の周知や利用しやすいアプローチに努め、すべての子育て家庭が充実した子育てや教育ができる環境づくりを推進します。

現状と 課題

- 国では、これまで幼児教育・保育の無償化や子どもの医療費助成など、子育てや教育に関する経済的負担の軽減措置を実施してきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰などの家計を圧迫する事象が続き、経済的な側面から安心して子育てができていない家庭は、決して多くはないと考えられます。国は今後も「こども未来戦略」の加速化プランで新たに盛り込んだ「子ども・子育て支援金制度」を基に、出産・子育て応援給付金や児童手当の抜本的拡充、出生後休業支援給付金の創設（育児休業給付金と合わせて受給すると給付率が80%（手取りで10割相当）となる）など、各種新制度を設けていく予定です。
- 子ども・子育て支援アンケート調査結果をみると、子育てで日頃悩んでいることや不安に感じていることについて、就学前児童保護者と小学生保護者ともに、子育てや教育にかかる出費についてが上位に上がり、半数以上を占めています。
- このことから、引き続き国や茨城県の定める各種制度を周知し、その活用方法や相談支援等のアナウンスを推進し、子育て家庭の経済的負担の軽減につなげていくことが重要となります。

関連するデータ・調査結果

- ▼子育てで日頃悩んでいることや不安に感じるについて
(子ども・子育て支援調査 対象:就学前児童保護者、小学生保護者)

調査結果は 48 ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
99	児童手当の支給	子育てにかかる費用の一部を児童手当として支給することにより、子どもと暮らし、子どもを養い、守り育てる方の生活を安定させ、生活の質が高まるよう支援します。	こども課
100	乳児から高校3年生(相当)までの医療費助成(マル福・マル特)	乳児から高校3年生(相当)までの子どもが健康保険で病院等にかかった場合、自己負担分の費用の一部を公費で助成します。	医療保険課
101	乳児から高校3年生(相当)までの医療費助成(無償化)	乳児から高校3年生(相当)までの子どもが、健康保険で病院等にかかった場合、自己負担分(保険適用分)の費用の全部を公費で助成します。	医療保険課
102	出産育児一時金の支給	国民健康保険に加入している方に対し、出産したときに出産育児一時金の支給を行います。	医療保険課
103	不妊治療費助成事業	特定不妊治療に要する費用の一部を補助することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	こども家庭センター
104	出産祝金の支給	子どもが生まれた家庭に出産祝金を支給することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども課
105	子ども・子育て支援に関する医療費助成制度の周知	市の広報紙やホームページを通して、子ども・子育て支援に関する医療費助成制度の周知を図ります。	医療保険課

施策2 子育ての不安や悩みへの相談支援、情報提供の充実

施策の方針

- 子育て家庭や保護者が、一人または家族だけで悩みや不安を抱え込むことのないよう、地域での身近な相談機関の整備に努めます。
- 各種制度やサービスの情報が、必要な人や家庭に確実に届くよう、多様な情報発信手段を確保し整備します。

現状と課題

- インターネットの普及により、スマートフォンやパソコンなどで様々な情報が取得できるようになった一方で、対面での相談や情報の取得の機会が減り、インターネット上の情報の精査に苦心し、かえって子育てに関する悩みや不安を抱え込んでしまっている保護者がいることが示唆されます。
- 子ども・子育て支援アンケート調査結果をみると、父母ともに子育て（教育を含む）を主に行っている割合は増加傾向にあり、子育ての役割や考え方が変化していることがうかがえます。一方で、子育て（教育を含む）について気軽に相談できる先では、就学前児童保護者と小学生保護者ともに、配偶者や友人・知人、親族などが多く、公的機関では保育所（園）等や小学校の先生以外は1割未満と相談先の選択肢の少なさが見受けられます。
- このことから、子育て家庭や保護者が不安や悩みを抱え込むことのないよう、また、限られた身近な相談者へ悩みを打ち明けることができなくなってしまった場合でも、寄り添ってくれる相談先が地域にあるよう、相談体制の整備が求められます。また、インターネットの普及により、様々な情報にアクセスしやすい環境が整っていることから、各種制度のわかりやすい周知方法の工夫が求められます。しかし、対面での相談や情報発信は、安心感や信頼関係の構築にもつながることから、引き続き窓口の充実を図るなど、多方面からの情報発信手段の維持が必要であると考えます。

関連するデータ・調査結果

▼子育て(教育を含む)を主に行っている方について

(子ども・子育て支援調査 対象:就学前児童保護者)

調査結果は 45 ページ参照

▼子育て(教育を含む)で気軽に相談できる先について

(子ども・子育て支援調査 対象:就学前児童保護者、小学生保護者)

調査結果は 51 ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
重点 事業 106	子育て広場	保育所（園）等施設に通所していない子どもや保護者に交流の場を提供し、遊びやふれあいを通じて、児童の健全な育成と保護者の子育てに対する不安等の解消を図ります。	こども課
107	子育て支援サービスの情報提供・周知	様々な子育て支援サービスの利用を促進するため、関係機関の窓口や市の広報紙、ホームページ、子育てサイト及び子育てアプリで情報の提供・周知を図ります。	こども課
108	「子育てガイドブック」の活用	「子育てガイドブック」を作成し、電子データとして市ホームページや子育てアプリ等で普及を図っていきます。	こども課
109	広報紙、パンフレットによる情報の提供	子育てに関する正しい知識の普及を図るために、市の広報紙やパンフレットの配布等により、年代別や季節に応じた健康づくりに関する適切な情報を提供します。	こども家庭センター
110	養育支援訪問指導事業の推進	養育支援が必要と判断された家庭に対し、保健や福祉機関、その他関係機関が連携し、情報交換や子どもの安全の確保、適切な養育環境整備の支援方針を検討し、支援体制を構築します。	こども家庭センター

施策3 家庭教育及び地域コミュニティ力の向上

施策の方針

- 忙しい子育て家庭と地域コミュニティをつなぎ、地域が一体となってみんな子育てができるまちとなるよう、地域における交流や学びの機会づくりを推進します。

現状と課題

- 地域コミュニティの希薄化が問題視されて久しく、その後も核家族化は進行し、共働き家庭が増え、昼間の時間帯を地域で過ごす若者や子育て世代、現役世代はますます減り、共助として重要である地域コミュニティの創出・持続が困難な状況です。同様に、昔のように子どもを家庭と地域が一緒になって育てたり、学ぶ機会が提供されることも少なくなり、両親ともに働いていて忙しい状況では、地域と家庭との関わる接点もなくなり、地域コミュニティの創出・持続はさらに難しくなっています。
- 子ども・子育て支援アンケート調査結果をみると、小美玉市の子育て環境や支援への満足度と地域との付き合いの状況には、ある程度の関係性があることがうかがえ、地域の人々と親しい関係がある家庭ほど満足度が高い傾向が見受けられます。その結果だけをみて判断することはできませんが、地域コミュニティの充実が子育て環境の充実につながる部分もあるのではないかと考えられます。
- このことから、現在の子育て家庭の事情や状況を把握した上で、家庭や地域の教育力向上につながることも含め、地域コミュニティ力の向上に向けた機会づくりを創出する各種取組の推進が求められます。

関連するデータ・調査結果

- ▼小美玉市の子育て環境や支援への満足度について、及び地域とのお付き合い別クロス集計(子ども・子育て支援調査 対象:就学前児童保護者、小学生保護者)

調査結果は 58～59 ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
111	園庭開放	地域の子育て家庭に保育所（園）の園庭を開放し、通園していない子どもや親同士の交流の場を創出します。	こども課
112	まちづくり組織への支援	次世代を担う子どもを育成するため、小美玉市まちづくり組織条例に基づき、市民活動の育成及び活動団体への各種支援を行い、地域で支えるネットワークづくりの確立に努めます。	市民協働課
113	社会体育事業の推進	スポーツやレクリエーションの様々なイベントを開催し、地域住民の交流を促進させ、地域の連帯感の醸成を図ります。	スポーツ推進課
114	子どもゆめ基金事業の周知	国立青少年教育振興機構の「子どもゆめ基金」助成事業を周知し、民間団体が行う子ども体験活動をサポートします。	生涯学習課
115	家庭教育学級の推進	講話や親子のふれあいを通じて、家庭における子どもの教育のあり方について考え、学習する家庭教育学級を開催します。	生涯学習課
116	家庭教育ブックの配付	小学校の新1年生の保護者に対し、子育てやしつけについてわかりやすく解説した「家庭教育ブック」を配付し、就学時健診や入学時説明会において研修会を実施します。	生涯学習課
117	教育相談	幼児期の子どもへの関わり方や、就学前の子どもの発達に関する悩み等、子育てに関する様々な相談に応える場や機会を設けます。	教育指導課

施策4 ひとり親家庭への支援の推進

施策の 方針

- 母子家庭、父子家庭などのいわゆる“ひとり親家庭”が経済的困窮や地域で孤立することがないように、各種制度の周知徹底や身近な相談支援機関の設置に向けた取組を推進します。

現状と 課題

- 厚生労働省が公表した『全国ひとり親世帯等調査』の各年結果では、直近10年間の母子世帯、父子世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の数は、微減傾向で推移しています。また、母子世帯、父子世帯ともに平均収入は増加傾向で推移していますが、令和4（2022）年に公表した同調査結果（令和3（2021）年度）では、母子世帯が236万円、父子世帯は496万円で、母子世帯は一般世帯の平均収入545万円（令和3（2021）年）の半分以下となっています。また、『令和4（2022）年国民生活基礎調査』によると、ひとり親世帯の貧困率は44.5%と半数近くを占めており、依然として生活が困窮している、または困窮する可能性が高い状況にあることがうかがえます。
- 小美玉市のデータをみると、直近の10年では18歳未満の子どもがいる世帯のうち、母子世帯、父子世帯の割合は1割程度となっており、世帯数そのものは減少しています。
- 子ども・子育て支援アンケート調査結果をみると、A層（低所得層）では就学前児童保護者の4割弱が、小学生保護者の約6割が「配偶者はいない」と回答しており、いわゆる“ひとり親家庭”です。【再掲】
- このことから、ひとり親家庭は依然として厳しい経済的状況が続いているとともに、今は生活的困窮状態ではなくても、例えば、保護者自身の体調不良や子育て事情、各種ウイルス感染症等の拡大など、社会情勢の変化や様々な要因により困窮状況に陥ってしまう可能性が高い不安定な状況にあることがうかがえます。そのため、ひとり親家庭に対する各種制度、支援の整備を進めるとともに、その周知の徹底と、ひとり親家庭が相談しやすい体制の整備・工夫が求められます。

関連するデータ・調査結果

▼18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯数と割合の推移（統計データ）

統計データは17ページ参照

▼配偶者の有無について（子ども・子育て支援調査 対象：就学前児童保護者、小学生保護者）

調査結果は53ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
118	ひとり親家庭への医療費助成	ひとり親家庭の親、または子どもが健康保険で病院等にかかった場合、自己負担分の費用の一部を公費で助成します。	医療保険課
119	ひとり親家庭への就労情報の提供	ハローワーク石岡と連携し、合同で当事者との面談を実施する等、家庭状況に応じた就労情報の提供に努め、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。	こども家庭センター
120	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活支援のため、児童扶養手当を支給します。	こども課
121	母子・父子福祉資金の貸付け	20歳未満の子どものいるひとり親家庭に対し、その経済的自立や子どもの福祉を図るため、修学資金や就学支度金等各種資金の貸付けを行います。	こども家庭センター
122	母子寡婦福祉会の活動推進	母子家庭等がお互いに親睦を深めるため、母子寡婦福祉会の活動を推進します。	こども家庭センター

施策5 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

施策の 方針

- 子育て家庭が、子育てにより希望する仕事ができない、または仕事により子育てが十分に行えないなどの状況に陥らないよう、子育て支援の充実に向けて取り組んでいくとともに、民間企業への制度の周知等、子育てしやすい就労環境整備の充実に図ります。

現状と 課題

- 総務省が公表した『労働力調査』では、「雇用者の共働き世帯」は増加傾向にある一方、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」は減少傾向となっており、共働き家庭が増加傾向にある状況です。また、育児休業取得率は女性で8割台、男性も低水準ですが上昇傾向（令和3（2021）年度は13.97%）となっており、女性の出産後継続就業率も5割台で年々増加しています。
- 小美玉市のデータをみると、働く女性は増加傾向にあり、特に、結婚、妊娠・出産、育児の適齢期にあたる20～40歳代は大きく増加しています。
- 子ども・子育て支援アンケート調査結果をみると、育児休業の取得率は十分ではありませんが、母親・父親ともに増加傾向となっています。一方、子育て以外で日頃悩んでいることや不安に感じていることについて、就学前児童保護者では「仕事や自分のやりたいことができない」と回答している割合が高く、仕事と子育ての両立はまだ十分ではないことがうかがえます。
- このことから、共働き家庭は今後も同程度か、それ以上に増えていくことも想定し、仕事と子育ての両立支援のさらなる強化が求められます。民間企業と子育て家庭へは、子育て支援制度の周知と理解を広げていくとともに、安心して子どもを預けられる環境の整備を引き続き推進していく必要があります。

関連するデータ・調査結果

▼女性の労働力率の推移（統計データ）

統計データは22ページ参照

▼育児休業制度や短時間勤務制度の利用について

（子ども・子育て支援調査 対象：就学前児童保護者母親・父親）

調査結果は37～38ページ参照

▼子育て以外で日頃悩んでいることや不安に感じていることについて

（子ども・子育て支援調査 対象：就学前児童保護者、小学生保護者）

調査結果は49ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
123	「おやじの会」活動の育成・支援	子どもとともに地域活動を行う「おやじの会」の活動を育成・支援し、父親の育児及び地域活動への参加を促進します。	生涯学習課
124	「くるみん認定」制度等の普及	民間企業において、男性の育児休業等の取得や女性の継続就業が認定基準を満たした場合、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」を受けられる制度の普及を図ります。	商工観光課
125	出産、子育て後の再就職の支援	出産・育児を機に離職した女性が再就職できるように、茨城県等が実施する研修会、相談会等の情報提供を行います。	商工観光課
126	労働に関する情報の提供	茨城県、21世紀職業財団の作成した再就職に関する研修会、相談会の開催、関係法令の周知のためのパンフレット、チラシの配布等を行い、労働に関する情報提供を行います。	商工観光課
127	親が参加しやすい学校行事の推進	より多くの保護者が参加できるよう学校行事を工夫し、学校に対する理解を深める機会の拡大を図ります。	教育指導課

基本目標5 子ども・若者・子育てにやさしい社会づくり

施策1 子どもの安全の確保

施策の方針

- 子どもが安全に安心して、登降園や登下校ができるよう道路を整備し、事故や事件等への注意喚起や未然防止、さらに大規模な自然災害への備えなど、日頃からできることに取り組むまちづくりを推進します。
- 子どもが事件や事故に巻き込まれることのないよう、多機関との連携による防犯対策を推進します。

現状と課題

- 近年全国で発生しているバス内や車内の置き去り事故や、登下校中の車等との衝突事故など、道路交通上の不幸な事故をなくしていくための注意喚起が求められています。また、児童買春や児童ポルノの製造等、児童に性的な被害を与える犯罪行為の撲滅、さらに全国各地で発生している大規模な自然災害への備えも重要な取組です。
- このことから、不幸な事故を未然に防ぐためにも、道路や歩道等の計画的な整備、交通安全に向けた基本的な知識やルールの周知徹底、地域住民との協働による安全確保など、子どもの命を守るために日頃からの取組を強化していく必要があります。また、子どもが犯罪被害にあわないための多機関連携や、大規模災害時にも安全の確保を図るため、日頃から広域連携の一環として各施設での危機管理の研修や訓練の徹底が求められます。

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
128	交通安全施設の設置	子どもや親子が安心して歩くことができるように、照明灯やカーブミラー等の交通安全施設の整備を推進します。	道路維持課
129	防犯関係機関との連携強化	警察と関係機関、地域組織とを結ぶ防犯ネットワークの整備を図ります。	防災管理課
130	自主防犯組織への支援	自主防犯組織に対し、青色防犯パトロール講習会の実施や青色防犯パトロール車の無償貸与を行い、パトロールを支援することで、地域の防犯意識の高揚を図ります。	防災管理課
131	自主防犯活動の推進	子どもの登下校の時間に合わせて、ボランティア団体によるパトロール及び見守り活動を行うことで、地域の防犯意識の高揚を図ります。	防災管理課
132	防犯灯の設置	子どもの登下校時等の安全を守るため、薄暗い場所や防犯上危険な箇所等に防犯灯を設置します。	防災管理課

133	防犯連絡協議会による支援	地域組織や警察等関係機関が一体となった防犯体制の充実を図り、地域における自主的な防犯活動を行います。	防災管理課
134	交通安全教室の開催	学校等を対象に、警察官、茨城県の交通安全教育講師により、交通安全や交通指導の交通安全教室を開催します。 児童の年齢に合わせて、講話、腹話術、実技指導等、多彩な方法で交通ルールを指導します。	防災管理課
135	通学路点検の実施	子どもの通学路の安全対策に万全を期すために、関係機関の協力のもと、通学路安全点検調査を行います。	教育指導課
136	登下校時の見守り活動	子どもが、登下校時に交通事故にあわないように、街頭指導及び交通安全教室等を開催し、安全な登下校を見守ります。	防災管理課
137	有害図書対策 (自動販売機設置の監視活動)	青少年相談員の巡回パトロールにより、有害図書自動販売機設置の監視活動を推進します。	生涯学習課
138	社会環境浄化一斉活動の推進	関係機関や団体と連携・協力をしながら、青少年への悪影響が懸念される有害環境の浄化活動と、地域の清掃等を実施します。	生涯学習課
139	社会を明るくする運動	街頭キャンペーンによる、青少年の非行防止の広報活動を展開します。	社会福祉課
140	学校警察連絡協議会活動の推進	学校や警察及び関係団体が、児童・生徒の問題行動等の情報を共有するとともに、協力して青少年の健全育成を進めます。	教育指導課
141	「青少年を育てる小美玉市民の会」活動の推進	行政と連携し、また働きかけを行い、市民が一体となって、次代を担う青少年の健全な育成を図ります。青少年育成の善行表彰、「ファミリークッキング」、「子ども議会」の開催等活動を推進します。	生涯学習課

施策2 子育てを支援する生活環境の整備

施策の方針

- 子育て家庭が日常的に利用している道路や歩道、交通手段、公園、医療機関などの利便性と安全性の向上に向けた取組を計画的に推進します。

現状と課題

- 子育てしやすいまちの環境として、主に公園や公共施設の利便性、整備状況、通園路や通学路の整備状況、交通手段の整備状況、災害時の安全性、医療機関をはじめ日用品や食料が購入できる施設が身近にあるか、などがあげられます。こうしたまち全体で取り組むべき生活環境の整備事業は、まちの財政管理を踏まえた上で計画的に検討、調整し段階的に実施していくものです。
- 子ども・子育て支援アンケート調査結果をみると、子育て環境の充実を図ってほしいことについて、就学前児童保護者と小学生保護者ともに「小児科や内科など、医療機関の近所への増設」が最も多くなっています。次いで、就学前児童保護者では「カフェやファミリーレストランなど、子どももいられる休憩所の充実」が、小学生保護者では「学習塾など、学習サポートを行うサービスの充実」が多くなっています。
- このことから、医療機関の整備に対して高いニーズがあることがうかがえ、引き続き医療機関の誘致等が求められます。また、就学前児童の保護者は、子どもと過ごせる居場所を求めていることもうかがえることから、公園の整備をはじめ、屋内施設等も含め親子の居場所づくりについて検討していく必要があります。

関連するデータ・調査結果

▼子育て環境の充実に向けて望むこと

(子ども・子育て支援調査 対象:就学前児童保護者、小学生保護者)

調査結果は 57 ページ参照

具体的な取組

No.	事業名	事業内容	担当課
142	子どもの遊び場の管理体制の強化	子どもの安全な遊び場の確保のため、地域住民と協働して、管理体制の強化を進めます。	都市整備課
143	公園の遊具点検の実施	市管理公園の安全確保のため、定期的な遊具点検を行います。	都市整備課
144	学校体育施設の開放	学校体育施設を開放し、子どもが集い、遊ぶことができる環境を整備します。市民の利用要望に応え、管理体制等の改善を図ります。	スポーツ推進課
145	小児救急医療体制の充実	休日・夜間の救急医療体制の充実を図り、さらに近隣市医療機関による初期救急医療体制、広域医療機関と連携した二次及び三次救急医療体制の充実を図ります。	健康増進課